

平成28年
10月1日から



対象
平成28年4月1日以降に
生まれた0歳児

B型肝炎ワクチンの 定期接種が始まります!

保護者の方に知っていただきたいこと



B型肝炎ワクチンの定期接種が始まります

- 平成28年10月1日から、
B型肝炎ワクチンが定期接種となります。
- 対象は平成28年4月1日以降に生まれた0歳児で、
1歳になる前に3回の接種を終える必要があります。
1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、
おおよそ半年間かかります。
- 1歳になってしまうと、定期接種の対象外となります。
スケジュールをよくご確認ください、
予防接種を受けるようにしてください。

注意

1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年間かかります。特に、**平成28年4月、5月生まれの方**であって、平成28年10月の定期接種開始以降初めてB型肝炎ワクチンを受けられる方は、10月時点ですでに生後5～6か月が経過しているので、接種日程の管理が重要となります。**お早めに主治医とよくご相談ください。**

※母子感染予防のために抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合は健康保険が適用されるため、定期接種の対象外となります。

1 B型肝炎とは? B型肝炎ワクチンとは?

- B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。
- B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合(この状態をキャリアといいます)があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。
- ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力(免疫)ができます。
- 免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。

※ 予防接種を受けても、お子さんの体質や体調によって免疫ができないことがあります。





2 当日はここをチェック

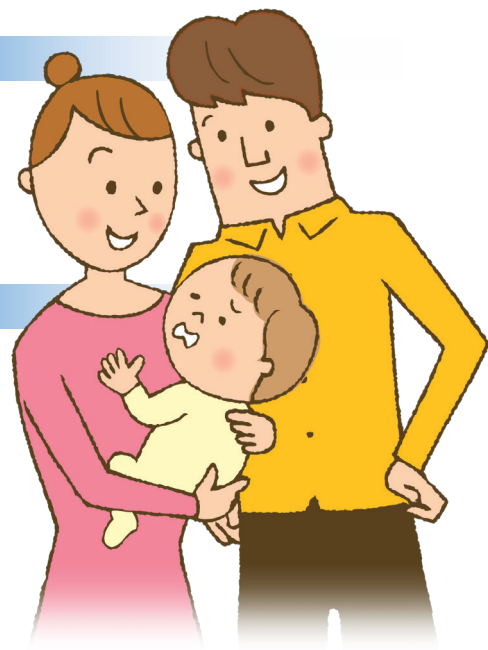
- お子さんの体調はよいか、熱があったり、普段と変わったところはないかを確認しましょう。
- 心配なことがあるときは、医師に相談しましょう。質問をメモしておく伝えやすくなります。母子健康手帳は必ず持っていきましょう。

3 ワクチンを接種するときのポイント

- 小さなお子さんは動かないように、しっかりと抱っこしてあげてください。保護者の方がリラックスすると、お子さんも安心します。
- 注射で泣くお子さんは多いもの。大切な予防接種を苦手にしなないためには、がんばったことをほめて、あやしてあげるなど、保護者の方の工夫がカギとなります。

4 接種後の注意

- 接種後、30分くらいは、医療機関の中でお子さんの様子をみてあげるか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。この間に急な体調の変化が起こることがあります。
- 接種後は寄り道などせず帰宅し、普段どおりゆったりと過ごしましょう。接種した箇所を清潔に保ってあげましょう。
- お風呂に入れてあげてもかまいませんが、接種した箇所をこすらないようにしましょう。
- 母子健康手帳は、予防接種を受けたことを示す大事な記録となります。大切に保管しておきましょう。



5 接種後に起こるかもしれない体の変化

- 接種箇所が赤くなったり、腫れたり、しこりができたり、痛みを感じたりすることがあります。
- 注射したところだけでなく、熱がでたり、刺激に反応しやすくなったりすることがあります。
- いつもより機嫌が悪かったり、ぐずったり、眠そうにしたりすることがあります。
- 極めてまれに、アナフィラキシー^{※1}、急性散在性脳脊髄炎^{※2}などの重い病気にかかることがあるといわれています。

予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

詳細は、医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページをご覧ください。

※1 アナフィラキシー: 急激なアレルギー反応により、じんましんがでたり呼吸が苦しくなったりすることがあります。

『重篤副作用疾患別対応マニュアル アナフィラキシー』 <http://www.pmda.go.jp/files/000144285.pdf>

※2 急性散在性脳脊髄炎: 自己免疫(免疫力が強すぎて自分自身の体を攻撃してしまう)という現象で起こる脳や脊髄の病気です。発熱、嘔吐(おうと)、意識がはっきりしない、手足が動きにくいなどの症状がみられます。

『重篤副作用疾患別対応マニュアル 急性散在性脳脊髄炎』 <http://www.pmda.go.jp/files/000145987.pdf>

6 もしものために知っていただきたいこと

- 万が一、定期予防接種で副反応が現れ、医療機関での治療が必要になったり、生活が不自由になったりしたとき(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。
- 制度を利用するには、申込が必要です。お住まいの市区町村にご相談ください。(制度を利用するには、一定の条件があります)

※ 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。「予防接種 救済制度」で検索できます。

詳細については、
お住まいの市区町村に
お問い合わせください。

医療機関名